

令和7年12月定例会 企画財政委員会の概要

日時 令和7年12月15日（月） 開会 午前10時
閉会 午後 2時34分

場所 第1委員会室

出席委員 千葉達也委員長

長峰秀和副委員長

金子裕太委員、美田宗亮委員、横川雅也委員、白土幸仁委員、田村琢実委員、
泉津井京子委員、白根大輔委員、権守幸男委員、井上航委員、高木功介委員

欠席委員 なし

説明者 都丸久企画財政部長、田辺勝広政策・財務局長、

高窪剛輔行政・デジタル改革局長、今西典子地域経営局長、

坂入康昭企画総務課長、笠原英之計画調整課長、桑折恭平財政課長、

藤井大司行政・デジタル改革課長、上田真臣デジタル政策幹、

横溝隆夫情報システム戦略課長、山川直也北部拠点政策幹、

田中秀幸地域政策課長、秋田大輔市町村課長、赤沼知真土地水政策課長、

吉井洋紀交通政策課長

岩崎寿美子会計管理者、村野賢治出納総務課長、黒川真知子会計管理課長

小松原誠監査事務局長、佐藤和央監査事務局副事務局長兼監査第一課長、
都築久江監査第二課長

細田剛史農業政策課副課長、川本充孝森づくり課副課長

大原学武河川砂防課副課長

会田守克都市計画課副課長、中嶋正建築安全課副課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第122号	令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）	原案可決
第127号	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第128号	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第138号	当せん金付証票の発売について	原案可決
第171号	令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査
指定管理者の選定の在り方について

【付託議案に対する質疑】

金子委員

- 1 第128号議案、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の関係であるが、県から市町村へ権限移譲を進めるためには、市町村の意向を踏まえて実施することがかなり重要だと思いが、県ではどのような手続を経て、市町村の意向を確認しているのか。
- 2 権限移譲に当たって、どの程度、県は市町村の課題を把握しているのか。また、把握した課題を踏まえて、今後どのように権限移譲を進めていくのか。
- 3 第138号議案の宝くじの関係であるが、宝くじ収入は県の貴重な財源であると思うが、この収入のこれまでの推移と今後の見込みをどのように捉えているのか伺う。
- 4 本県の人口1人当たりの宝くじの販売額が、ほかの都道府県と比較してどうなっているのか、また、どう今後していくのか、どう分析しているのか伺う。

地域政策課長

- 1 権限移譲に係る市町村の意向の確認の部分であるが、県では、年度当初に、市町村担当者向けに説明会を開催して、権限移譲に関して理解を深めてもらうとともに、権限移譲対象事務の概要を示した資料を提供して、受入れの検討材料としていただいている。また、6月から8月にかけては、全市町村と個別で権限移譲に関する意見交換会を実施して、市町村から意見要望を伺っている。10月には、地方自治法に基づく文書による協議を行い、移譲を行う市町村の同意を頂いている。このように、今回の条例改正は市町村と十分な協議を行い、意向を踏まえたものである。今後も移譲事務について丁寧に説明するなど、十分な情報提供を行い、市町村の理解を得て、権限移譲を進めていく。
- 2 市町村の課題の把握である。先ほど申し上げたが、毎年、市町村と権限移譲に関する意見交換を実施することで課題の把握を行っている。市町村からは、新たな移譲事務に対する負担感が増していることや、事務を処理するための専門知識を持つ職員が不足していることなどが課題であると聞いている。こうした課題の中、県としては、住民サービスの更なる向上のため、より効果の高い事務の移譲を進めていく必要があると考えている。そこで、多くの市町村で受入れが進む事務や、効果的と評価された事務を重点移譲対象事務と定めて、市町村の意向を踏まえながら、重点移譲対象事務を中心に移譲を進めていく。また、市町村が円滑に事務を処理できるよう、事務処理マニュアルの提示や研修会の開催などの情報提供、県職員の派遣や実務研修生の受入れなどの人的支援、また、権限移譲を特別推進交付金や分権推進交付金などの財政支援を行っていく。今後も、こうした支援をきめ細やかにを行いながら、市町村への権限移譲を進めていく。

財政課長

- 3 これまでの推移と今後の見込みに関する部分であるが、本県の宝くじ収入については、平成18年度の153億円をピークに減少傾向となっており、直近3年間については令和4年度が130億円、令和5年度が132億円、令和6年度が125億円で、ほぼ横ばいで推移をしている。今後の見込みについては、宝くじ収入について、県とさいたま市で事前に決めている配分割合に基づいて、それぞれ収益金が配分されるような仕組みになっているが、今後、県とさいたま市の配分割合を令和8年度まで段階的に変更していく予定であり、本県の配分割合が増加していく予定となっている。そのため、収入が今後も同額だと仮定した場合には、配分割合の増加によって県の収益金が増加していく

見込みではあるが、一方で、近年消費者物価指数が上昇傾向にあり、家計における余剰資金が減少したなどの理由によって、令和6年度の売上額は、全国及び埼玉県ともに、前年度から減っている状況もある。令和7年度において多少持ち直しの動きは見られるが、物価上昇が今後も継続して消費マインドというところで冷え込んでいく場合には、宝くじ収入も減少する可能性はあるのではないかと考えている。

- 4 本県の人口1人当たりの宝くじの販売額と他の都道府県との比較であるが、令和6年度における人口1人当たりの宝くじの購入額は5,253円となっている。都道府県別の順位では41番目に位置しているところであり、このところ、例年上位に位置しているのは沖縄県であるが、特別な広報等を行っているわけではないという聞き取りの結果もあるが、購入額が多い実態がある。一方で、大阪府が5位、東京都が7位と上位にいるが、本県を含めて千葉県が35位、神奈川県44位、兵庫県43位など周辺に位置する県の順位は低い傾向になっている。令和6年度に県政サポーター向けに宝くじに関する簡易なアンケートを行ったところ、回答者の3割ほどが、東京都など埼玉県外の売場で宝くじを購入しているといった状況も分かっているところであり、また、県外の売場で購入している理由を併せて確認したところ、例えば職場の近くであるとか、あるいは買物、イベントのついでに買った、あるいは当せん金が当たることで有名な売場があるといった回答が多かった。こうした結果から、県民の一定程度は、東京都など他県の売場で買っている状況もあるのではないかと考えており、県内の売場で購入いただけるように、埼玉県で買っていた宝くじの収益金が埼玉県の収入になり、埼玉県の事業につながっていくというところを、引き続き、PRして広報に努めていきたいと考えている。

金子委員

- 1 128号議案の権限移譲の関係だが、移譲することで事務方の負担感などの課題があるとの答弁があったが、昨年から、県民の利便性の向上や効果的な事務の執行に向けて移譲対象事務のオンライン化の検討が進んでいたと思うが、これについての今年度の成果はどの程度あったのか。
- 2 宝くじの関係で再質問であるが、今話があったとおりに都道府県ランキングが41番というところと、あと、東京に吸われてしまっているという話を頂いたと思うが、こちら、しっかりと県内で買っていただくというところをPRしていく必要が、財源確保のためにもあるかと思うが、具体的にどのように取り組んでいくのかお伺いしたいと思う。

地域政策課長

- 1 移譲対象事務のうち、市町村を經由している事務いわゆる経由事務について、庁内関係課に対し、オンライン化の状況等、調査・確認を進めてきた。経由事務については60あるが、そのうち九つの事務については、県電子申請・届出サービス等を活用した事務手続を可能とするため、今回、条例改正を議案として提出させていただいて、審議をいただいているところである。県電子申請・届出サービス等の活用で、県民をはじめとした利用者は、インターネットで手続ができるようになり、県に直接申請などを行うことができるようになる。これにより、サービスを利用する方は、市町村の窓口を訪問する必要がなくなり、一方で、市町村は事務を処理する必要がなくなることから、利用者、市町村のそれぞれの負担が軽減されるものと考えている。なお、紙申請については、引き続き、県民サービスを低下させることがないよう、市町村を經由して事務を行っていききたいと思う。

財政課長

2 県の広報については、これまで、宝くじの広報を行っている。もともと幸運の女神と言っていた幸運アンバサダーによる知事への表敬訪問をしていただいたり、購入のPRをしたりといったところをはじめとして、彩の国だよりであるとかラジオCM、県ホームページ、SNSなどの媒体を通じて、県内での購入というものを呼び掛けてきたところである。さらに、今年度は新たな取組として、幸運アンバサダーから県内での購入を呼び掛ける動画を、幸運アンバサダーに協力いただいて公開をしていたり、あるいは包括連携協定に基づく広報、それからバーチャル埼玉での広報なども実施したところであり、こうしたあらゆる機会を通じて、引き続き手法も検討して、県内の宝くじ売場で購入された宝くじの収益金が県の収入になり、県民生活に役立てられるという趣旨をしっかりとPRしながら、県内で購入いただけるように広報に努めていきたいと考えている。

美田委員

予算説明書の65ページ、流域下水道事業会計のところだが、今回企業債で83億9,100万円が入っているが、これの累計額をまず教えていただきたい。あと、復旧の見込みがもし分かっていたら、それも教えていただきたい。

財政課長

予算の総額としては、今回の補正を踏まえると、278億7,100万円が、これまでの補正の最終的な総事業費である。それから、復旧というところの質問であるが、道路の復旧ということであるというところ、知事も発表しているとおりの、道路の復旧については暫定2車線で、4月の供用を目指して進めているところである。

美田委員

企業債で83億円を賙っているが、私たちとして見れば、当初の計画段階でも国に瑕疵があると考えている。国にもしっかりと負担を求めるべきだと考えているが、その辺りの所見を伺いたい。

財政課長

負担の部分であるが、知事も言っているとおりの、大規模な流域下水道として日本で初めての本格的な更新となっているこの事業に関しては、前例もなく、確立されたルールもないので国民的な議論が必要ではないかというところではあるが、県としては、引き続き国に働き掛けを行い、可能な限りの住民負担の軽減というところに取り組んでいきたいと考えているところであり、知事に、直近でいうと11月3日には、総務副大臣に財政支援の要望をしていただいております。ほかにも金子国土交通大臣であるとか、片山財務大臣など関係大臣に対して、知事から財政的、技術的な支援というものを要望している。

権守委員

- 1 第138号議案について、金子委員からも質問があったが、令和8年度も今年度と同額の420億円の販売額としているが、この金額の根拠、積算方法、試算に用いた前提条件などについて伺う。また、過去の数年の販売実績と比較して、増減を行わなかった理由を教えていただきたい。
- 2 収益については、例えば、7年度の計画が示されているが、具体的にどの事業に充当

されて、どのような効果があったか教えていただきたい。

- 3 先ほど、アンバサダーの活躍でアピールをしていくという話もあったが、収益が想定を下回った場合の財源補填や事業への影響について、どのように考えているか教えていただきたい。

財政課長

- 1 宝くじの販売限度額420億円の根拠の積算のところである。こちらを求めていく考え方があって、本県の令和8年度の発売見込額を出すことになるが、令和7年度の本県の発売計画額に全国自治宝くじ事務協議会から示された全国の発売計画額の伸び率を乗じるなどして算出しており、この発売見込額を386億円と推計している。一方で、ロト6のような数字選択式のくじについては、マークシートを塗っていただいて、その場で発券するような券種であるので、売行きがいい場合は発売計画額を上回るような売上げが出るというようなケースもあり、発売見込額にある程度の余裕を持たせて設定する必要がある。このため、令和8年度の発売限度額の検討に当たって、先ほど申し上げた発売見込額386億円と推計しているが、こちらに過去の発売計画額から発売額の上振れたその最大値である30億円を足して416億円、そこを10億円単位というところで420億円と設定をさせていただいた。それから、増減をしない事由、同額としたのは先ほど申し上げた積算に基づいて、420億というものを設定したところである。結果的に変わらないというところである。
- 2 充当事業の関係である。令和7年度の充当事業であるが、法令に基づいて、活用財源として、対象は高齢化・少子化に対応するための事業、地域経済の活性化、環境の保全・創造などの事業の財源として活用することとされているところであり、本県においては、今年度の計画で、例えばこどもの居場所づくりの支援であるとか、スタートアップ等のイノベーションの創出支援、あるいはサーキュラーエコノミーの推進などに関する約70の事業に活用することとしており、「人口減少・超少子高齢社会への対応」といった、本県が直面する歴史的な課題を解決するための貴重な財源になっているものと認識をしているところであり、宝くじ収入の確保に向けた広報にも、しっかりと今後も取り組んでまいりたいと考えている。
- 3 収益が想定を下回った場合の事業実施についての関係の質問であるが、宝くじの収入は一般財源となっているので、万が一、収入が下回ってその事業に影響がというところについては、事業実施ができるように、そこは一般財源でしっかり対応していくということになっていくので、宝くじの収入が見込みが割れたというところで、何か事業に影響が出ることがないように、取り組んでいる。

泉津井委員

第122号議案に関して、補正前後を通じた県債費の内訳、例えば、県債の償還費や利息の支払額などはどう変化しているか、お伺いさせていただく。

財政課長

県債の関係の質問であり、公債費予算への影響という趣旨と考えているところであるが、今回の令和8年度の下半期の起債については、8年度以降に償還が始まる場所があるので、今回県債の減額というところはあるが、その影響は7年度中の公債費の補正が必要な状況にはつながらない。主に、過去に起債した地方債の元金であるとか、利子の償還費用というものが、例えば令和7年度の公債費として計上されているところであるので、

今回その令和7年度の12月の補正予算で減額をしている地方債返済という部分については、もともと下半期の県債という部分は、令和8年度以降に元金であるとか、利子の部分の償還というところが始まってくるところになるので、歳出上の公債費というところには影響してこないというところである。

泉津井委員

8年度以降の減額に応じてということは、公債費の予算も減額をしていくと考えてよいか。

財政課長

補正のところであるが、例えば、7年度中の県債の償還に係る経費で、異同が生じた場合については、例年2月の補正予算の際に必要な増額であるとか減額であるとか、そういう対応をさせていただいており、8年度以降に償還が出てくるもので、例えば、8年度に元金、利子の償還費用があるものについては、7年度に起債した分の地方債の償還費用、元金と利子というものは8年度以降の公債費の中に入れていくという形になっている。

井上委員

- 1 127号に関して確認をさせていただきたいと思う。今回は、政党助成法等の一部改正に伴ってということで、この条例が提案されているが、資料の条例案の概要の中には、(1)として支部報告書の写しの交付手数料の新設が、複写式により用紙に複写したものの、電磁的記録を光ディスクに複写したものの、それから(2)として、少額領収書等及び収支報告書等の写しの交付手数料の追加とある。分かる範囲で結構であるので、ここ最近の、どれくらい発行されていたかという発行実績をお伺いしたいと思う。
- 2 それから、60円と80円と光ディスクの金額が分かれていることについて説明をお願いします。

財政課長

- 1 発行実績の部分であるが、(1)が支部報告書等である。こちらは現行の政党助成法では閲覧のみとなっているので、同法に基づく交付申請の実績はない。また、二つ目(2)の少額領収書等及び収支報告書等については、これまで紙のみの交付手数料を定めていたので、交付実績はいずれも紙のみであるが、直近5年間で、少額領収書等が9件、21,530円、それから収支報告書等が3件で、2,610円となっている。

市町村課長

- 2 値段が60円80円と分かれている理由であるが、これは調達するコストの違いである。

井上委員

- 1 今回新設したものは、これまで閲覧のみだったので今までかかっていなかったということだが、これは手数料を新設したが、実際にお金を払って行うようなケースは少ない感覚であるが、ある程度の件数を想定しているのかというところを確認させていただきたい。
- 2 光ディスクの関係で、60円と80円があって、調達のコストという話であったが、これは、考え方としては、例えば、CD-RとDVD-R、それによる差のような認識

でよいのか、ということを確認させていただきたい。

- 3 電磁的記録で今、私は、CD-RとDVD-Rという形で申し上げたが、最近のパソコンであると、もうCD-Rを読み込む機械が付いていないパソコンも増えてきて、外付けのものをわざわざ買っている人も減ってきたなという実感だが、そういった状況の場合、今後もこのような方式でデータ提供していくというのは、県としては想定しているのか。例えば、USBも安くなってきたので、そういうもので出すことも想定しているのか、この点も確認させていただきたい。

市町村課長

- 1 今ホームページにも出ているので、今後手数料は設けるが、請求の見込みはないのではないかということについては、我々も同じ認識でいる。
- 2 CD-RとDVD-R、これが価格の差ということであるが、そのとおりである。
- 3 CD-RとDVD-R以外、電磁的記録の写しの交付としてUSBなども考えられるのではないかという話だが、政党助成法、それから政治資金規正法に基づく手続については、電磁的記録は政令で限定的にこれが使えするというものが書いてある。その中に、USBが含まれていないというのが今の政令の状況であるので、CD-RとDVD-Rということで提案をさせていただいた。なぜ含まれていないか、ということについては、明確に書かれているものではないが、最近価格は下がったといえ、CD-R等に比べれば比較的調達するのが高額であるということと、仮に請求者が持ってきて写させるとなると、セキュリティ上の問題もあり、そういうところが配慮されて、今のところないのかなと思っている。今後も政令の状況をしっかり見極めていきたいと思っている。

財政課長

- 1 県財政への影響のところだが、今回の手数料を新設する支部報告書等については、ホームページで公開されているものであり、印刷保存も可能となる予定であるので、現時点において歳入への影響は見込んでいない。

財政課長

訂正であるが、先ほど泉津井委員へのお答えの際、令和8年度の下半期の起債と申し上げたが、正しくは今年度、令和7年度の下半期であった。

また、美田委員の質問の際、要望の関係で、知事が要望に行ったとお答えを申し上げたが、国交省の要望は国定大臣政務官であり、大臣ではないというところで、訂正しておわび申し上げる。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（指定管理者の選定の在り方について）】

金子委員

指定管理者選定の在り方について、所管事務調査をさせていただく。埼玉県防災学習センターの指定管理者選定において、県の内部規程にも定められていた審査事項である「県内に本店がある場合」という項目が、今回の募集要項に反映していなかったことが明らかになり、再度公募することになった。募集要項と内部規程の不一致については公募の公平性、透明性の観点から重大な問題である。以上を踏まえて、指定管理者選定の在り方について4問質問をさせていただく。

- 1 なぜ本件が発生したのかというところである。この指定管理者に関しては、藤井議員や新井議員から、以前から一般質問、委員会質疑において、県内本店加点の扱いや地域要件の明確化について、指摘をしていたところである。こういった指摘が重ねてあったにもかかわらず、今回防災学習センターではなぜ本件が発生したのか、指定管理者制度を所管する企画財政部の見解を伺う。
- 2 再発防止策についてである。今回の事件は、単に一部局のミスではなく内部規程と募集要項の整合性を確保する仕組みそのものに課題があるのではないかと考えている。そのため、募集要項作成時のチェックの体制の強化、内部規程との自動照合やテンプレート化、行政管理部局による横断的な確認手続など全庁的な再発防止策を講じるべきだと考えるが見解を伺う。
- 3 単独・JVに関する地域加点の基準づくりについて、これに関しては今回の事件というわけではなく、この制度の全般的な話だが、現在、地域加点においては選定委員会の裁量に依存している部分が多く、単独・JVの本店加点の違いが明確な基準として示されていない。単独での応募で本店が県内である場合は加点、JVの場合はどう整理するのか、現状では統一的な評価基準がない。恣意性を避け、公平性を確保するためにも、単独・JVごとに明確な点数基準を要綱に明示し、選定委員による裁量の幅を適切に管理すべきだと思うが、見解を伺う。
- 4 審査過程の透明性の確保について、現在議会に報告されるのは選定された事業者であり、不採択となった事業者は報告がされていない。県は、落選した団体に不利益が生じるおそれがあるためと説明して不開示としているが、指定管理者制度は公金を用いる事業であり、透明性の確保が不可欠だと思う。議会には、落選者も含め情報提供を行うべきだと考えるが、県執行部の見解を伺う。また、選定委員会議事録についても、詳細を公開することが透明性向上につながると思うが、議事録公開の可否についても伺う。

行政・デジタル改革課長

- 1 なぜ本件が発生したのかということであるが、今回の事案については、募集要項作成時に最新の内部規程の確認が十分に行われていなかったことが原因だと聞いている。企画財政部としては、募集要項作成時に、施設所管課に対して、最新の内部規程を確認するように周知をしていたが、これが徹底されなかったことが本件の事案につながったと考えている。
- 2 再発防止策についてである。今後、内部規程の確認の徹底について、企画財政部として、改めて指導していきたい。具体的には、募集要項作成時において、最新の内部規程に基づくチェックリストを作成し、確認はAI等を活用して行っていきたいと思う。施設所管課と連携し、施設所管課と企画財政部の双方において、複数人で確認を行っていくなど、全庁的な再発防止策を講じて、しっかりと対応していきたい。

- 3 単独・JVに関する地域加点の基準づくりについてお答え申し上げます。現在のこの内部規程については、JVにおいて、県内に本店が所在する企業が含まれる場合であるが、統一した評価基準というのではなく、委員指摘のとおり、選定委員会において委員が判断しているところである。これは、JVにおいて県内企業が担う役割の軽重などを踏まえて、総合的に判断するためである。このため、一律の点数基準を明示していくということについては、困難であると考えている。
- 4 審査過程の透明性の確保についてである。落選団体名を公表した場合、その団体の経営状況等への評価が明らかになるということで、団体にとって経営上の不利益が生じるおそれがある。こうしたことから、落選団体名は、情報公開条例第10条第2号に定める法人の不利益情報に当たって、不開示情報として取り扱うものとなっている。他方、他県では、募集時、募集要項等に明示することで落選団体名の公表を行っている事例もある。今後、こうした他県の状況等を踏まえて、落選団体名の公表が可能か検討していきたい。議事録の公開については、現在、議会の審議の際には、候補者の選定理由や落選団体を含めた選定項目ごとの点数について公表するとともに、指定管理者指定後は、選定結果について、落選団体に対する選定委員の主な意見も含めて県ホームページで公表しており、可能な限り透明性の確保に努めているところである。他方で、議事録そのものの公表については、選定委員会の委員の発言には、落選団体にとって不利益な情報が含まれているということとともに、発言が公表されると委員同士の率直な意見交換を妨げる可能性があるとのため、埼玉県情報公開条例第10条第2号及び第4号の不開示情報として取り扱っているところである。このため、議事録そのものの公表については難しい。

金子委員

- 1 再発防止策に関して、先ほどチームで見ていくという話があったが、課長は途中でAIの活用の話もしたが、AI等を使えば、今後、そのルールをきちんと部内で決めていけば、業務効率がかかなり図れると思うが、その辺りのAIとの付き合い方も答弁していただきたいと思う。
- 2 単独・JVの地域加点の再質問である。こちらは今統一した基準がなく、一律も困難という話があったが、やっているものと、やっていないものが結構ばらばらあって、ある程度の一律の基準というのは必要なのではないかと考えているが、そうしないと選定委員の裁量によって全然結果が違ってくると思うので、その辺り、もう一度考えていただきたいと思う。
- 3 議事録に関して、全然公開ができないということであるが、出せないものはじいて、ある程度の流れなどは公表するべきではないかと思うが、その辺り再度お伺いしたい。要綱に書いておいていただきたい。

行政・デジタル改革課長

- 1 AIの業務効率化について、最新の内部規程に基づくチェックリストなどはある意味テンプレートになるので、AIを使って確認できるか、業務の効率化ができるか、検討していきたい。
- 2 何らかの基準があるべきではないかと質問いただいたと認識している。こちらについては、もちろん総合的に判断するためにはあるが、選定の公平性や透明性を高めるという観点では、例えば、審査項目の意義であるとか評価の着眼点について、内部規程に明示できないかは検討していきたい。

- 3 議事録について、一定程度はじいて公表できないかと質問いただいたと認識している。先ほど話の中で、不利益な情報その他いろいろ情報がある中で、情報公開条例の不開示情報が含まれているというところが困難であるため、そのものが公表できないと話したところであるが、そうしたところがあるということを踏まえて、そうした部分を除きながら、議事録の概要について公表することについては検討していきたい。